

「令和6年能登半島地震」により被災された方にお知らせ

◎ 被災された皆様は、下記3の手数料が免除されます。

1 対象者

令和6年能登半島地震により被災した方

2 免除申請に必要な書類等

① 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料免除申請書
(警察署等の窓口でお受け取りください。)

② 市町村役場が発行するり災証明書
ただし、り災証明書がない場合でも、聞き取り等により本人と確認
できれば、手数料を免除します。

※ 既に免除前の手数料を納付され、還付請求する場合は、①～②のほか、③
の書類も必要となります。

③ 相手方登録申込書 (警察署等の窓口でお受け取りください。)

還付金については、後日口座振込となりますので、本人名義の銀行支店名、
口座番号が必要です。

3 対象となる手数料

別紙のとおり

4 問い合わせ先

受付時間や不明な点については、

運転免許関係 運転免許センター及び長岡、上越、佐渡の各支所

その他の申請 警察署の窓口

にお尋ねください。

3 対象となる手数料

申請事務	手数料	免除期間
自動車保管場所証明書交付	2,500円	被災した日以降の申請
道路使用許可	2,300円	
道路使用許可再交付	500円	
運転免許証再交付	2,600円	
仮運転免許証再交付	1,050円	
運転免許試験（失効再取得の併記分のみ（普通・原付・小特））	1,950円	
〃（〃（その他の免種））	1,950円	
運転経歴証明書再交付	1,150円	
古物営業許可証再交付	1,300円	
〃書換	1,500円	
質屋営業許可証再交付	1,300円	
〃書換	1,500円	
銃砲刀剣類所持許可証再交付	1,900円	
〃書換	1,600円	
警備員指導教育責任者資格者証再交付	1,800円	
〃書換	1,800円	
機械警備業務管理者資格者証再交付	1,800円	
〃書換	1,800円	
合格証明書（警備業）再交付	2,000円	
〃書換	2,200円	
風俗営業許可（ぱちんこ屋以外その他）	24,000円	
〃（滅失による特例）	30,800円	
風俗営業許可証再交付	1,200円	
風俗営業所構造・設備変更承認	9,900円	
風俗営業許可（ぱちんこ屋検定その他（基本））	25,000円	
〃（〃（遊技機基本））	2,800円	
〃（〃（台数））	40円	
〃（〃（滅失による特例基本））	31,800円	
〃（〃（滅失による特例台数））	40円	
風俗営業遊技機変更承認申請認定済	2,400円	
風俗営業遊技機変更申請検定済（基本）	5,200円	
〃加算額（台数）	40円	
無店舗型変更届（受付所新設以外）	1,500円	
店舗型性風俗特殊営業変更届	1,500円	
映像送信型性風俗特殊営業変更届	1,500円	
店舗型電話異性紹介営業変更届	1,500円	
無店舗型電話異性紹介営業変更届	1,500円	
届出確認書の再交付	1,200円	
特例風俗営業者認定証再交付	1,200円	